

感染症及び災害発生時における職員相互派遣に関する協定書

(趣旨)

第1 この協定は、調布市（以下、「市」という。）と市内の介護老人福祉施設（以下、「施設」という。）が相互協力し、市内施設で感染症や災害が発生した場合、介護サービスが継続的・安定的に提供されるよう、市内施設間での職員の相互派遣に関することについて必要事項を定めるものである。

(応援の依頼)

第2 市内施設の職員又は入所者が感染症に罹患又は濃厚接触者となった場合、若しくは市内施設が自然現象等による被害又は損失を受けた場合において、次の各号に掲げる調整がなされても職員が不足し、介護サービスの提供に支障が生じる場合は、当該施設（以下、「派遣先」という。）の管理者は、市に職員の派遣応援を依頼することができる。

(1) 派遣先での配置換え等

(2) 派遣先の開設者が、自ら開設する他の施設（市外を含む。）の職員の配置換え等

(派遣の依頼)

第3 市は、第2の規定による派遣応援の依頼を受けた場合は、市内施設に職員の派遣を依頼するものとする。

2 市内施設は、市からの派遣依頼を受けたときは、自施設の運営に支障をきたさない範囲において、職員派遣に協力するものとする。

(施設の選定)

第4 市は、第3に規定する依頼により派遣を承諾した施設の中から、派遣先の地域等を考慮し、派遣先に職員を派遣する施設（以下、「派遣元」という。）を選定するものとする。

(派遣の決定)

第5 市は、派遣先及び派遣元と協議のうえ、当該派遣を決定するものとする。

2 市は、派遣先及び派遣元に対し、派遣を決定した旨その他必要な事項を通知するものとする。

3 派遣先及び派遣元は、別紙「感染症及び災害発生時における職員相互派遣に関する指針（以下、「指針」という。）」を遵守するものとする。

(職員の派遣)

第6 派遣元は、派遣先と詳細を調整のうえ、速やかに派遣先へ職員を派遣するものとし、書面を取り交わした場合は、その写しを市へ提出するものとする。

2 市は、職員の派遣が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

(有効期間)

第7 この協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

2 有効期間が満了する3か月前までに、市及び市内施設のいずれからも別段の意思表示が無い限り、この協定の効力は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定解除)

第8 市内施設は、次の各号に掲げるいずれかの事案に改善等が図られないと判断した場合は、催告することなくこの協定を解除することができるものとする。

(1) 協定の相手方が、この協定及び指針を理由なく履行しない、又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 協定の相手方が、この協定及び指針の履行にあたり、不正又は不誠実な行為があると認められるとき。

(3) この協定では、第1に規定する趣旨・目的が達成できない、又は達成できる見込みがない、若しくは社会状況等の変化によりこの協定に不備が生じたと認められるとき。

(定めのない事項等)

第9 この協定に定めのない事項又は疑義等が生じた場合については、市及び市内施設が誠意を持って協議を行うものとする。

(事務)

第10 この協定に関する市の事務は、福祉健康部高齢者支援室が行うものとする。

市及び市内施設は、この協定を承認し、本書原本に押印する。市は、原本を保有し、市内施設は写しを各1通保有するものとする。

令和3年 月 日

市内施設管理者

調布八雲苑

広 田 茂 雄

調布市ちょうふの里

西 田 雄 次

爽爽荘

大 槻 暉 子

ちょうふ花園

豊 田 尚 祐

ときわぎ国領

伊 藤 忍

かしわ園

榎 本 耕

神代の杜

川 村 信 市

らくえん深大寺

相 馬 健 治

仙川くぬぎ園

梅 津 鋼

調布市

調布市長

長 友 貴 樹